第２回　定例農業委員会議事録

令和８年９月７日（月）午後２時００分より、市役所本庁舎８階　大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（１６名）

１　佐竹　静		
２　國嶋　義雄	９　林　新太郎	16　三輪　則夫
３　棚橋　新一	10　髙楯　正彦	
４　岩井　豊太郎	11　高橋　滋	18　高橋　美和子
５　森　千尋	12　河合　裕満	19　岡本　敏美
６　吉田　和郎	13　田部　恵	
７　栁瀬　美穂	14　吉田　幹夫	

欠席委員（３名）

８　清水　峰幸	15　桐山　文子	17　江口　美智子

その他の出席者（５名）

	三浦課長	長谷川主任
矢野事務局次長	堀主幹	石原主事

議案

議案第７２０号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第７２１号　農地法第５条の規定による許可申請について

報告第２号　農地法第４条、第５条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長　　ただ今から、第２回定例農業委員会を始めたいと思います。
本日の議事録署名者に、２番　國嶋委員、１８番　髙橋委員の両名の方にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、ご両名の方にお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第７２０号　農地法第３条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局　　議案第７２０号　農地法第３条関係申請明細について、説明させて頂きます。

１ページをお願いします。

２件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

１番、所有権移転によります、田、６７４㎡で、ございます。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
なお、譲受人が既に持分３分の１を所有しており、今回、
持分３分の２を取得することにより単独所有となります。
２番、所有権移転によります、畑、２０７㎡で、ございます。取得後は果樹の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定

してよろしいか。

（「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第７２１号　農地法第５条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局　　議案第７２１号　農地法第５条関係申請明細について、説明させて頂きます。

２件提案されております。

１番、使用貸借権によります、田、２筆合わせて、４０８㎡で農家住宅でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第３種農地と判断します。

２番、所有権移転によります、田、１，４２２㎡で太陽光発電施設でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第３種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

（「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第２号農地法第４条、第５条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局　　報告第２号農地法第４条、第５条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させて頂きます。

農地法第４条関係届出明細については、１件申請されています。

１番、田、３３０㎡で、一般個人住宅及び駐車場でございます。

２ページをお願いします。

農地法第５条関係届出明細については、１７件申請されています。

２番、所有権移転によります、田、２８８㎡で、一般個人住宅でございます。
３番、所有権移転によります、田、１，７００㎡で、宅地分譲でございます。
４番、所有権移転によります、畑、田、４筆合わせて、
１，４０６㎡で、宅地分譲でございます。
５番、使用貸借権によります、田、４９５㎡で、共同住宅でございます。
６番、所有権移転によります、田、４９㎡で、貸駐車場でございます。
７番、使用貸借権によります、田、３９６㎡で、一般個人住宅でございます。

３ページをお願いします。

８番、所有権移転によります、田、２．１６㎡で、
一般個人住宅でございます。
９番、所有権移転によります、田、３筆合わせて、
１，０１３．６７㎡で、長屋住宅でございます。
１０番、所有権移転によります、田、２３６㎡で、一般個人住宅でございます。

１１番、所有権移転によります、田、２筆合わせて、１，２７７㎡で、
児童福祉施設でございます。
１２番、所有権移転によります、田、１，２５０㎡で、宅地分譲でご
ざいます。
１３番、所有権移転によります、宅地（現況：田）、田、３筆合わせて、
２，１４０．９７㎡で、宅地分譲でございます。

４ページをお願いします。

１４番、賃貸借権によります、田、２，２５３㎡で、
ゲームセンター（駐車場）でございます。
１５番、所有権移転によります、田、２筆合わせて、４８８㎡で、
共同住宅（駐車場）でございます。
１６番、使用貸借権によります、田、２７３㎡で、一般個人住宅でご
ざいます。
１７番、所有権移転によります、田、６３８㎡で、貸駐車場でござい
ます。
１８番、所有権移転によります、田、８２㎡で、一般個人住宅でご
ざいます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、８件申請されています。

３年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

１９番、畑、４９５㎡でございます。
２０番、畑、４５５㎡でございます。

５ページをお願いします。

２１番、田、畑、９筆合わせて、７，４９６．７０㎡でございます。
２２番、田、畑、４筆合わせて、２，３６４㎡でございます。

２３番、田、２筆合わせて、２，８６３㎡でございます。
２４番、畑、田、３筆合わせて、６４２㎡でございます。
２５番、田、５６３㎡でございます。
２６番、田、畑、１３筆合わせて、１７，６８５㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

委員　　２番、１７番の案件について、譲渡人が農業と関係のない法人となっているが、どういうことですか。

事務局　　２番、１７番いずれも、以前宅地分譲で、当該法人が譲り受け、所有権移転したものの、農地性を残したまま、別の事業者に穣ることとなったため再度届出がなされたものでございます。

議長　　他に、何かご質問ございませんか。

（「なし」の声）

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いしたいと思います。
これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後２時１３分閉会